

販売用資料
2018年4月13日

ノムラ・グローバル・オールスターズ (愛称:GA10)

追加型投信／内外／資産複合



当ファンドの投資リスク ファンドのリスクは下記に限定されません。

ファンドは、株式、債券およびリート(不動産投資信託証券)等を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格下落、金利変動等による組入債券の価格下落、組入リートの価格下落や、組入株式の発行会社、組入債券の発行体および組入リートの倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により基準価額が下落することがあります。したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

お申込み・販売会社は



三菱UFJ銀行

株式会社三菱UFJ銀行
登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号
加入協会:日本証券業協会／一般社団法人金融先物取引業協会／
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

当行の苦情処理措置および紛争解決措置は
一般社団法人全国銀行協会または

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用します。

全国銀行協会相談室:0570-017109/03-5252-3772

証券・金融商品あっせん相談センター:0120-64-5005

受付時間:月～金曜日/9:00～17:00(祝日・12/31～1/3等を除く)

設定・運用は

野村アセットマネジメント

商号:野村アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号
加入協会:一般社団法人投資信託協会／
一般社団法人日本投資顧問業協会／
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

★ ファンドの3つのポイント

① 広範囲な資産への分散

世界の株式、債券、リート※等、10資産に分散投資

- ◆新興国の株式や高利回り債券も含めた、広範囲の資産に分散投資を行ないます。
- ◆10資産へほぼ均等(各10%程度)に投資を行ないます。
- ◆特性の異なる資産に分散することで、投資環境の変化への対応が期待できます。

※「リート(不動産投資信託証券)」とは、金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含まず)されている各不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

② 運用において優れた運用会社の選択

各資産の運用に強みを持つ運用会社(マネージャー)を選定※

- ◆投資する投資信託証券の選定、見直し、投資比率の決定にあたっては、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(NFR&T)からの助言を受けます。

※資産クラス毎に、運用において優れていると判断した投資信託証券を1つもしくは少数選定します。

③ 定期分配

奇数月に決算を行ない、分配を実施

- ◆公的年金※の受け取りのない奇数月に決算を行ない、毎決算時に、原則として利子・配当等収益等を中心に、安定分配を行なうことを基本とします。

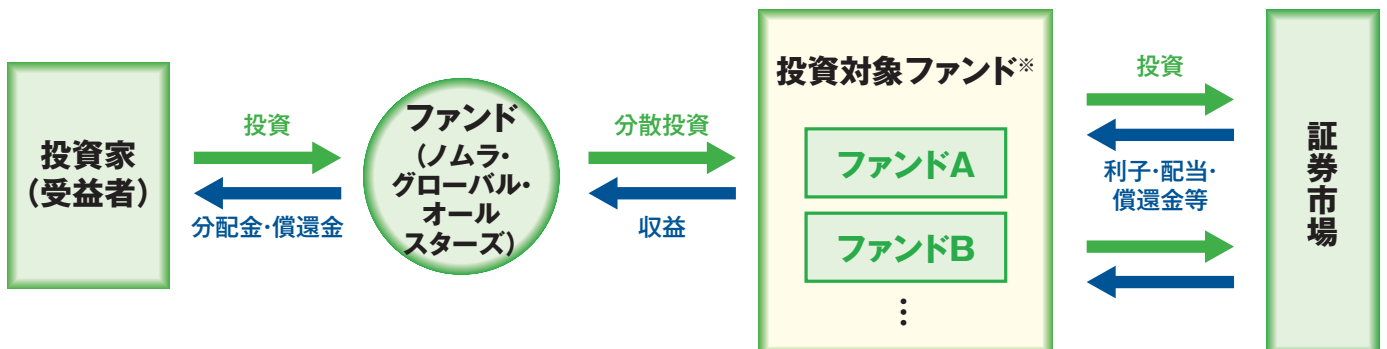
※公的年金とは、国民年金、厚生年金などを指します。

- ◆安定分配に加え、毎年1月と7月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配を行なう場合があります。

分配金は投資信託説明書(交付目論見書)記載の「分配の方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

★ ファンドの仕組み(簡略図)

ファンドは複数の投資信託証券(ファンド)への投資を通じて、実質的に日本、先進国、新興国の各株式、日本、米国、欧州、豪州、新興国の各債券、ハイ・イールド債、および世界のリートに投資を行ないます。



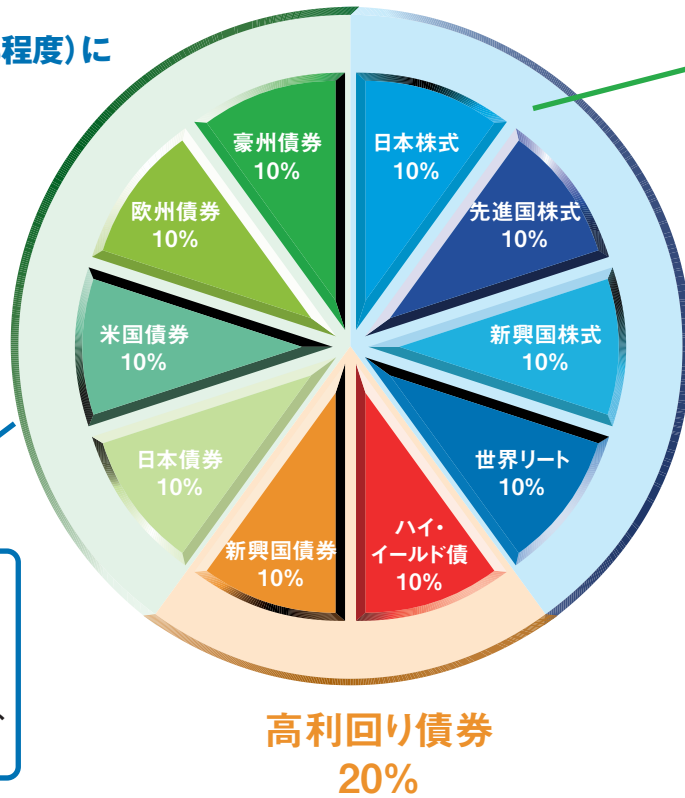
※投資対象ファンドについては、3ページをご参照下さい。

— 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。 —

ファンドの基本投資割合

各資産に概ね均等(各10%程度)に投資します。

右記はファンドが基本とする投資の割合をグラフにしたものであり、実際の投資比率を示したものではありません。将来の市場構造の変化等によっては、投資対象資産の分類方法や数ならびに投資する投資信託証券を見直す場合があります。



10資産への分散投資
国内外の株式・債券から
リートまで分散投資。

**株式・リート
40%**

- 「新興国」とは、いわゆる先進国を除く諸国で、一般にエマージング・カントリー、発展途上国、中所得国および低所得国などと認識される国々をいいます。
- 「ハイ・イールド債」とは、債券などの格付機関(S&P社、ムーディーズ社など)によって格付される債券の信用度でBB格以下に格付されている事業債をいい、ファンドにおいては、主として外国のハイ・イールド債に実質的に投資します。
- 「リート(不動産投資信託証券)」とは、金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている各不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

**高格付債券
40%**

**投資環境変化に
対応した資産配分**
異なる投資環境で強みを持つ「株式・リート」、「高利回り債券」、「高格付債券」に分散投資。

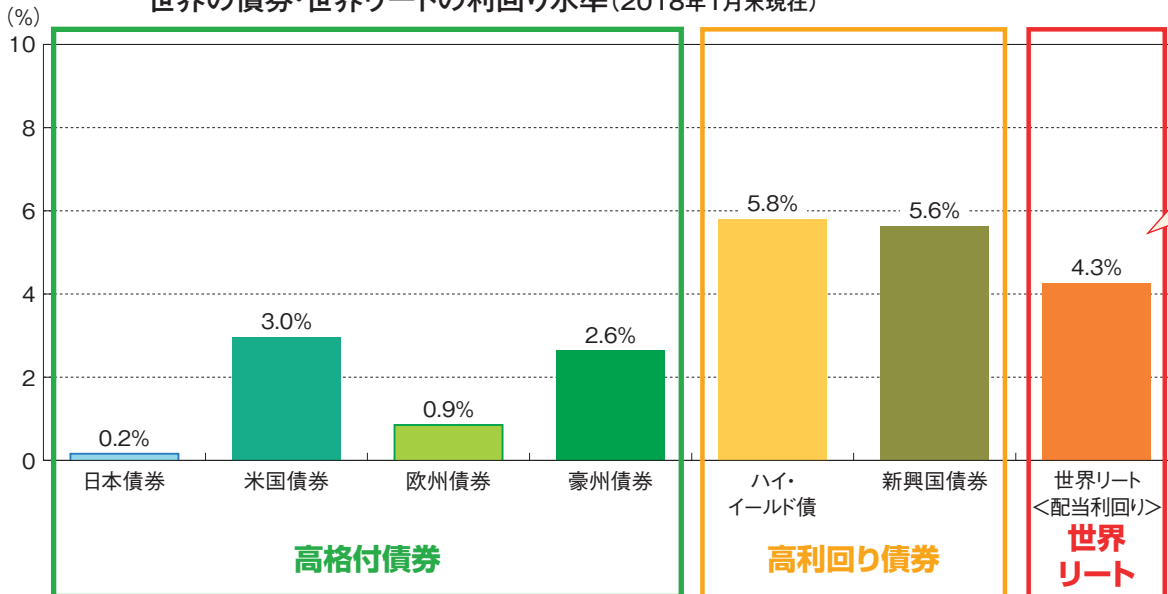
**高利回り債券
20%**

— 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。 —

高格付債券・高利回り債券・世界リーートの利回り水準

世界の高格付債券に投資を行ない、安定的な利子収入を追求する一方、高利回り債券を活用することで、より高い利子収入を追求することができます。また、ファンドは世界リートへの投資を行なうため、リーートの配当利回りも享受することができます。

世界の債券・世界リーートの利回り水準(2018年1月末現在)



【ご参考】
リートは、主に比較的安定している**賃貸収入などを基に配当**します。また税制上、利益の大半を配当すれば、法人税が免除されるなど、投資家が**相対的に高い配当利回りを得られる仕組み**を持っています。

(出所)各市場指数データを基に野村アセットマネジメント作成
ハイ・イールド債と新興国債券は米ドル建て・課税前、それ以外は現地通貨建て・課税前。
使用した指数については、4ページの【当資料で使用したデータについて】をご参照ください。

— 上記は過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、ファンドの運用実績ではありません。 —
— ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。 —

ポイント②

運用において優れた運用会社の選択

各資産の運用に強みを持つ運用会社(マネージャー)を選定*

常に運用において優れた品質のファンドへの投資を目指し、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー(NFR&T)から投資助言を受けます。

※資産クラス毎に、運用において優れていると判断した投資信託証券を1つもしくは少数選定します。

世界から選定した10資産の運用会社(マネージャー)

<p>日本株式</p> <p>ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド 野村アセットマネジメント株式会社</p> <p>野村アセットマネジメント</p>	<p>先進国株式</p> <p>野村海外株式マザーファンド ウエルントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー</p> <p>WELLINGTON MANAGEMENT®</p>	<p>新興国株式</p> <p>ノムラアカディアン新興国株ファンド マザーファンド アカディアン・アセット・マネージメント・エルエルシー</p> <p>ACADIAN</p>
<p>世界リート</p> <p>ノムラCBRE グローバルリート マザーファンド シービーアールイー・クラリオン・セキュリティーズ・エルエルシー</p> <p>CBRE CLARION SECURITIES</p>		
<p>ハイ・イールド債</p> <p>野村米国好利回り社債投信 マザーファンド ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク</p> <p>NCRAM ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク</p>	<p>新興国債券</p> <p>野村エマージング債券マザーファンド ウエルントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー</p> <p>WELLINGTON MANAGEMENT®</p>	<p>日本債券</p> <p>ノムラ日本債券オープン マザーファンド 野村アセットマネジメント株式会社</p> <p>野村アセットマネジメント</p>
<p>米国債券</p> <p>ノムラブラックロック米国債券オープン マザーファンド ブラックロック・ファイナンシャル・マネージメント・インク</p> <p>BLACKROCK®</p>	<p>欧州債券</p> <p>ノムラインサイト欧州債券 マザーファンド インサイト・インベストメント・マネージメント (グローバル)リミテッド</p> <p>Insight INVESTMENT</p>	<p>豪州債券</p> <p>野村豪州債券ファンド マザーファンド コロニアル・ファーストステート・アセット・マネージメント (オーストラリア)リミテッド</p> <p>Colonial First State Global Asset Management</p>

上記は、平成30年4月12日現在の投資対象ファンドの委託会社グループ(日本株式、日本債券)もしくは投資顧問会社グループ(先進国株式、新興国株式、ハイ・イールド債、新興国債券、米国債券、欧州債券、豪州債券、世界リーートの外部委託先)について記載しています。投資対象ファンドおよび運用会社は将来、追加・削除になる場合があります。なお、将来の市場構造の変化等によっては、投資対象や資産の分類方法や数を見直す場合があります。

(出所)各マネージャーの提供情報を基に野村アセットマネジメント作成

基準価額の推移 (2007年2月21日(設定日)~2018年1月31日)



2018年1月31日現在

基準価額 (分配金再投資)	15,595円
基準価額	11,377円
純資産総額	255.3億円

・基準価額(分配金再投資)とは、当初設定時より課税前分配金を再投資したもとして計算した価額であり、ファンドの収益率を測るためのものです。したがって、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

原則、毎年1月、3月、5月、7月、9月および11月の20日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。分配金額は、分配対象額の範囲内で委託会社が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。



毎年1月および7月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配を行なう場合があります。

ファンドの分配金は、投資信託説明書(交付目論見書)記載の「分配の方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。

また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

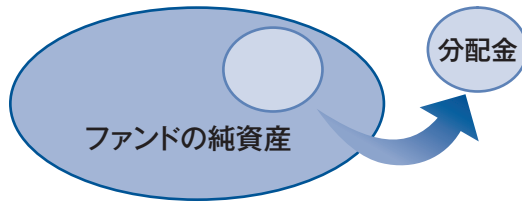
【当資料で使用したデータについて】

日本債券:NOMURA-BPI総合、米国債券:ブルームバーグ・バークレイズ・米国総合インデックス、欧州債券:ブルームバーグ・バークレイズ・汎欧州総合インデックス、豪州債券:ブルームバーグ・バークレイズ・オーストラリア総合インデックス、ハイ・イールド債:ICE BofAML US High Yield Constrained Index、新興国債券:JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル、世界リート:S&P 先進国REIT指数

- NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。
- ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標およびサービスマークです。バークレイズは、ライセンスに基づき使用されているバークレイズ・バンク・ピー・エルシーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。
- 「ICE BofAML US High Yield Constrained Index SM/®」は、ICE Data Indices, LLCまたはその関連会社(「ICEデータ」)の登録商標です。当ファンドは、ICEデータによって支持・推奨・販売・販売促進されるものではなく、また、ICEデータは当ファンドに関して一切の責任を負いません。
- JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバルは、J.P.Morgan Securities LLCが公表している、エマージング・マーケット債を対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。
- S&P先進国REIT指数は、スタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービスズ エル エル シーの所有する登録商標です。

分配金に関する留意点

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。



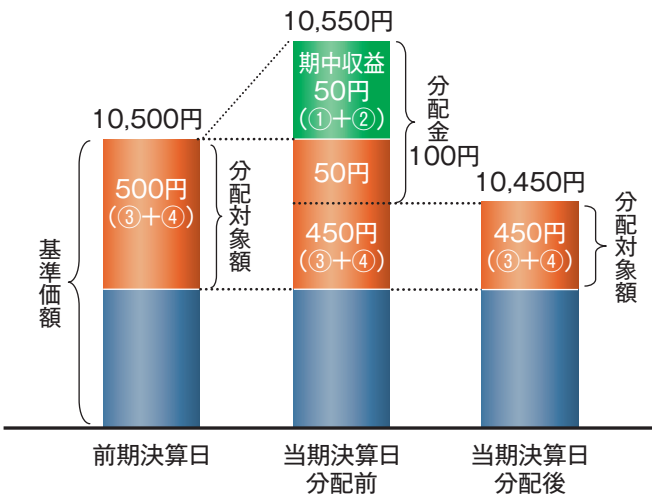
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

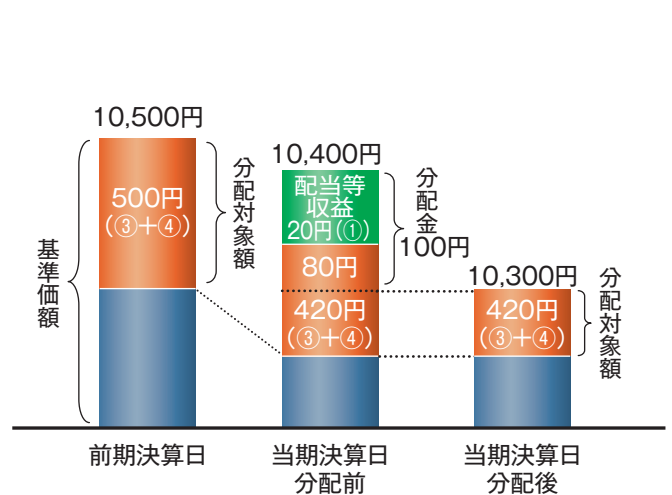
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。

前期決算から基準価額が上昇した場合

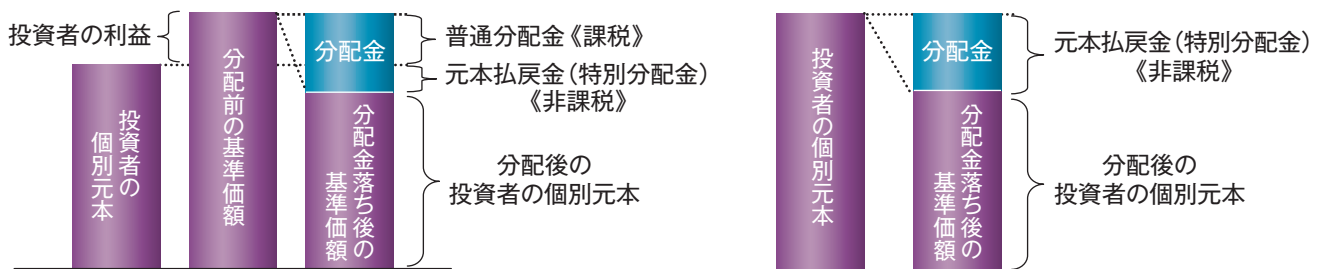


前期決算から基準価額が下落した場合



- 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

- ◇ 普通分配金・・・分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
- ◇ 元本払戻金・・・分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）（特別分配金）となります。



※投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

（注）普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの特色

1 日本、先進国、新興国^{※1}の各株式、日本、米国、欧州、豪州、新興国の各債券^{※2}、ハイ・イールド債^{※3}、および世界の不動産投資信託証券^{※4} (リート) の10の資産 (アセットクラス) を、実質的な投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、信託財産の純資産総額に対して概ね均等 (各10%程度) に、バランスよく分散投資を行ない、インカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターン^{※5}の追求を目指して運用を行ないます。

※1 「新興国」とは、いわゆる先進国を除く諸国で、一般にエマージング・カントリー、発展途上国、中所得国および低所得国などと認識される国々をいいます。

※2 「債券」とは、国債、政府機関債、地方債、国際機関債、社債などをいいます。

※3 「ハイ・イールド債」とは、主に格付機関 (S&P社、ムーディーズ社など) によって格付される債券の信用度でBB格以下に格付されている事業債をいいます。

※4 「不動産投資信託証券」とは、金融商品取引所に上場 (これに準ずるものを含みます。) されている各不動産投資信託証券 (一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。) とします。

2 アセットクラス毎に、運用において優れていると判断した投資信託証券を1つもしくは少数選定し、分散投資を行ないます。

投資する投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しを行ないます。この際、既投資の投資信託証券が投資対象から外れたり、新たな投資信託証券を投資対象に追加する場合があります。

3 投資する投資信託証券の選定、見直し、投資比率の決定にあたっては、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社 (NFR&T) からの助言を受けます。

4 原則として、為替ヘッジは行ないません。

5 原則、毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の各20日 (当該日が休業日の場合は翌営業日) を決算日とし、毎決算時に分配を行ないます。

◆毎年1月および7月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配を行なう場合があります。

◆分配金は分配の方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

——— 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用が出来ない場合があります。 ———

投資リスク

《基準価額の変動要因》 基準価額の変動要因は下記に限定されるものではありません。

■株価変動リスク：ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。ファンドが実質的に投資を行なう新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

■債券価格変動リスク：債券 (公社債等) は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

ファンドが実質的に投資を行なうハイ・イールド債等の格付けの低い債券については、格付けの高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。

ファンドが実質的に投資を行なう新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

■リートの価格変動リスク：リートは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にリートに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

■為替変動リスク：ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドが実質的な投資対象とする新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

《その他の留意点》

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定 (いわゆるクーリング・オフ) の適用はありません。

●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

●ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

●有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

●投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

●ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

●ファンドが実質的な投資対象とするリートの中には、流動性の低いものもあり、こうしたリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。

●リートに関する法律 (税制度、会計制度等)、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、リートの価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。

●ファンドが実質的な投資対象とするアセットクラスの分類方法や数については、将来の市場構造の変化等によっては、見直しを行なう場合があります。また、将来的に、新たなアセットクラスを投資対象とする投資信託証券が投資対象となった場合には、前述の基準価額の変動要因に記載されているリスク以外のリスクが生じる可能性があります。

お申込みメモ

●信託期間	無期限(平成19年2月21日設定)	
●決算日および収益分配	年6回の毎決算時(原則、1月・3月・5月・7月・9月・11月の各20日(休業日の場合は翌営業日))に、分配の方針に基づき分配します。	
●申込締切時間	原則として、午後3時までに受け付けた購入・換金のお申込みを当日のお申込み分とします。	
購入時	●購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
	●購入単位	分配金再投資コース(累積投資コース):1万円以上1円単位 購入単位には購入時手数料(税込)が含まれます。 くわしくは三菱UFJ銀行のホームページをご覧ください。
換金時	●換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
	●換金単位	1円以上1円単位、または1口以上1口単位、または全部。
	●換金代金	原則、換金申込受付日から起算して6営業日目にお支払いします。
	●換金制限	1日1件10億円を超える換金は行なえません。 なお、別途換金制限を設ける場合があります。
課税関係	個人の場合、原則として分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。ただし、少額投資非課税制度などを利用した場合には課税されません。なお、税法が改正された場合などには、内容が変更になる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。	

当ファンドに係る費用

(2018年4月現在)

●購入時手数料	購入代金に応じて、以下に定める手数料率を購入金額に乗じて得た額とします。 購入時手数料(税込)は、購入代金から差し引かれます。						
	<table border="1"> <tr> <td>1,000万円未満</td> <td>2.16% (税抜2.00%)</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上1億円未満</td> <td>1.62% (税抜1.50%)</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>1.08% (税抜1.00%)</td> </tr> </table>	1,000万円未満	2.16% (税抜2.00%)	1,000万円以上1億円未満	1.62% (税抜1.50%)	1億円以上	1.08% (税抜1.00%)
1,000万円未満	2.16% (税抜2.00%)						
1,000万円以上1億円未満	1.62% (税抜1.50%)						
1億円以上	1.08% (税抜1.00%)						
	*購入代金=購入金額(購入価額(1口当たり)×購入口数)+購入時手数料(税込) ※インターネット取引でご購入の場合は、上記手数料率から10%優遇。						
●運用管理費用(信託報酬)	ファンドの保有期間中に、期間に応じてかかります。 純資産総額に年1.566%(税抜年1.45%)の率を乗じて得た額(平成30年4月12日現在) ファンドが実質的な投資対象とするリートは市場の需給により価格形成されるため、その費用は表示しておりません。						
●その他の費用・手数料	ファンドの保有期間中に、その都度かかります。 (運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。) ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ファンドに関する租税 等						
●信託財産留保額(換金時)	基準価額に0.3%の率を乗じて得た額						

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

お申込みに際してのご留意事項 ◎ファンドは、元金が保証されているものではありません。◎ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。◎金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、ご購入、ご換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受け付けたご購入、ご換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。◎投資信託は金融機関の預金と異なり、元本は保証されていません。◎投資信託は預金保険の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金制度が適用されません。◎投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行ない委託会社が運用を行ないます。◎お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

当資料について：当資料は、ファンドのご紹介を目的として野村アセットマネジメントが作成した販売用資料です。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等は、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料中のいかなる内容も将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。

〈委託会社〉野村アセットマネジメント株式会社
[ファンドの運用の指図を行なう者]

〈受託会社〉野村信託銀行株式会社
[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

ファンドの基準価額等についてのお問い合わせ先：野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ ☎ 0120-753104

(受付時間) 営業日の午前9時～午後5時



★インターネットホームページ★

<http://www.nomura-am.co.jp/>



★携帯サイト★

<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>

